

「城陽市立福祉センターの指定管理者の指定について」等の審議に伴う参考資料について

| 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称等 |
|--|--|
| <p>議案第63号</p> <p>城陽市立福祉センター</p> | <p>所在地 城陽市寺田東ノ口17番地</p> <p>名称 社会福祉法人城陽市社会福祉協議会</p> <p>代表者 会長 平松志津江</p> |
| <p>議案第64号</p> <p>城陽市立総合老人福祉センター 城陽市立北部老人福祉センター 城陽市立東部老人福祉センター 城陽市立西部老人福祉センター</p> | <p>所在地 城陽市寺田東ノ口17番地</p> <p>名称 社会福祉法人城陽市社会福祉協議会</p> <p>代表者 会長 平松志津江</p> |
| <p>議案第65号</p> <p>(1) 城陽市立西部デイサービスセンター</p> <p>(2) 城陽市立東部デイサービスセンター</p> | <p>(1)</p> <p>所在地 城陽市寺田東ノ口17番地</p> <p>名称 社会福祉法人城陽市社会福祉協議会</p> <p>代表者 会長 平松志津江</p> <p>(2)</p> <p>所在地 京都市伏見区深草正覚町23番</p> <p>名称 社会福祉法人京都悠仁福祉会</p> <p>代表者 理事長 武田隆久</p> |

○指定の期間は、各施設とも

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで